

2025年版「税務手帳」追録

(令和7年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

● 令和7年度税制改正	
① 法人税	1
② 所得税	15
③ 相続税・贈与税	24
④ 消費税その他	25
⑤ 納税環境整備	28
● 都道府県別健康保険料率	30

● 令和7年度税制改正

① 法人税

1. 中小企業者等の法人税率の特例の見直し

- (1) 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（改正前：15%）に引き上げる。
- (2) 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。
- (3) 適用期限を令和9.3.31以前に開始する事業年度まで2年延長する。

2. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〔中小企業投資促進税制〕の見直し

- (1) 関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から一定のものを除外する。
- (2) 適用期限を令和9.3.31まで2年延長する（適用期限の延長は、所得税も同様）。

3. 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〔地域未来投資促進税制〕の見直し

- (1) 上乗せ措置（特別償却率50%、税額控除率5%）について、次の措置を講ずる。
 - ① 本措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合を加える。
 - イ その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、その承認の際に適合すると認められた地域経済

牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する同意基本計画において指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること。

ロ その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

ハ その承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

ニ その承認地域経済牽引事業について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

② 直前事業年度における付加価値額の増加率が8%以上である場合の適用要件に、その承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであることを加える。

③ 労働生産性の伸び率が4%以上となることが見込まれることとの要件の対象である中小企業者の範囲について、所要の措置を講ずる。

(2) 機械装置及び器具備品の特別償却率を35%（改正前：40%）に引き下げる。

(3) 設備投資規模要件を1億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げる。

(4) 承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、一定の見直しを行う。

(5) 適用期限を令和10.3.31まで3年延長する（所得税も同様）。

4. 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除〔地方創生応援税制・企業版ふるさと納税〕の見直し

関係法令等が改正され、一定の措置が講じられることを前提に、適用期限を令和10.3.31まで3年延長する。

5. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〔中小企業経営強化税制〕の見直し

(1) 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件^(注1)に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備^(注2)(機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの^(注3))を追加する(経営規模拡大設備)。

(注1) 売上高100億円超を目指すために必要とされる一定の要件とする。

(注2) 医療保健業を行う事業者が取得等をするもの及び発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をするものを含まないこととする。

(注3) 機械装置、工具及び器具備品並びにソフトウェアは、現行の特定経営力向上設備等と同様。建物及びその附属設備は、一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のものとする。

(2) 上記(1)の設備について、普通償却限度額との合計でその取得価額まで(建物及びその附属設備については、その取得価額の15%又は25%^(注4))の特別償却とその取得価額

の7%（建物及びその附属設備については、1%又は2%^(注4)）の税額控除との選択適用ができることとする。なお、一定の中小企業者等^(注5)が取得等をする上記(1)の設備（建物及びその附属設備を除く。）の税額控除率は10%とする。ただし、上記(1)の設備の取得価額の合計額のうち対象となる金額は60億円を限度とする。

(注4) 建物及びその附属設備の特別償却率又は税額控除率は、供用年度の給与増加割合^(注6)が2.5%以上である場合には、それぞれ15%又は1%とし、供用年度の給与増加割合が5%以上である場合には、それぞれ25%又は2%とする。ただし、供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合又は上記(1)の投資計画に記載された供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合には、建物及びその附属設備については、特別償却及び税額控除は適用できないこととする。

(注5) 中小企業者等のうち、資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（農業協同組合等及び商店街振興組合を除く。）以外の法人をいう。

(注6) その事業年度における雇用者給与等支給額（法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等の支給額をいう。）からその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額を控除した金額のその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額に対する割合をいう。

(3) 上記(1)の経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができないこととす

る。

(4) 関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、上記(1)のほか、次の見直しを行う。

① 生産性向上設備（A類型）について、一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとする。

② 収益力強化設備（B類型）について、その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率を7%に引き上げる。

③ 次のデジタル化設備（C類型）を除外する。

イ 遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

ロ 暗号資産マイニング業の用に供する設備

(5) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた持続的供給事業活動計画に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合のその経営力向上設備等について、本制度の対象とする。

(6) 関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から一定のものを除外する。

(7) 適用期限を令和9.3.31まで2年延長する（上記(4)及び(5)は、所得税も同様）。

6. 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除〔5G導入促進税制〕の廃止

適用期限（令和7.3.31）の到来をもって廃止された（所得税も同様）。

7. 生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除〔カーボンニュートラル投資促進税制〕の見直し

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、産業競争力強化法の事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた環境負荷低減事業活動計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備の取得等をする場合のその生産工程効率化等設備について、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象とする（所得税も同様）。

8. 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除〔DX投資促進税制〕の廃止

情報技術事業適応設備及び事業適応繰延資産に係る特別償却及び特別控除の規定は、適用期限（令和7.3.31）の到来をもって廃止された（所得税も同様）。

9. 特定事業継続力強化設備等の特別償却〔中小企業防災・減災投資促進税制〕の見直し

対象資産から感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減

に資する機能を有する減価償却資産（サーモグラフィ装置）を除外した上、適用期限を令和9.3.31まで2年延長する。

10. 共同利用施設の特別償却の見直し

建物の取得価額要件を650万円以上（改正前：600万円以上）に引き上げた上、適用期限を令和9.3.31まで2年延長する。

11. 再資源化事業等高度化設備の特別償却〔高度な資源循環投資促進税制〕の創設

青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和10.3.31までの間に、再資源化事業等高度化設備^{（注1）}の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その取得価額の35%の特別償却ができることとする。

（注1） 認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、一定の規模以上^{（注2）}のものをいう。

（注2） 1台又は1基の取得価額が、機械装置は2,000万円以上、器具備品は200万円以上。

（注3） 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は20億円を限度とする。

12. 特定地域における工業用機械等の特別償却の見直し

半島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業から、コールセンター及び

市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業を除外した上、適用期限を令和9.3.31まで2年延長する（所得税も同様）。

13. 医療用機器等の特別償却の見直し

対象機器の見直しを行った上、適用期限を令和9.3.31まで2年延長する（所得税も同様）。

14. 賃貸借取引に係る費用の整備

法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引^(注1)によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額^(注2)があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。

(注1) 資産の賃貸借のうちリース取引（ファイナンス・リース取引）以外のものをいう。

(注2) その資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除く。

15. リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

(1) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止された。なお、令和7.4.1前にリース譲渡を行った法人の令和9.3.31以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法（同日後に開

始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。)により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、令和7.4.1から令和9.3.31までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる(所得税も同様)。

- (2) 令和9.4.1以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円(備忘価額)まで償却できることとする(所得税も同様)。

(注) 令和9.3.31までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。)については、令和7.4.1以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置を講ずる。

- (3) その他所要の措置を講ずる。

16. 不正行為等に係る費用等の見直し

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金算入しないこととする(所得税も同様)。

(注) 同法の施行日以後適用する。

17. 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等の見直し

- (1) 一定の資産評定により移転を受ける資産・負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法を明確化する。
- (2) いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法を適正化する。

18. グローバル・ミニマム課税への対応

- (1) 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税〔軽課税所得ルール：UTPR〕の創設

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余额について、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を課する。

- ① 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人
- ② 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。）を有する構成会社等である外国法人

(注) 法人の令和8.4.1以後に開始する対象会計年度から適用する。

- (2) 特定基準法人税額に対する地方法人税の見直し

特定基準法人税額に対する地方法人税について、その課税の対象に特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）を加え、その名称を国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に改め

る。

(注) 法人の令和8.4.1以後に開始する課税対象会計年度の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

(3) 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税〔国内ミニマム課税：QDMTT〕の創設

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課する。

① 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人

② 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。）を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人

(注) 法人の令和8.4.1以後に開始する対象会計年度から適用する。

(4) 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の創設

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人の各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額には、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。

(注) 法人の令和8.4.1以後に開始する課税対象会計年度から適用する。

(5) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税〔所得合算ルール：IIR〕等について、一定の見直しを行う。

19. 防衛特別法人税の創設

(1) 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

(注) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

(2) 課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。

(3) 税額の計算

① 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）に4%の税率を乗じて計算した金額とする。

② 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とする。

③ 基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。

イ 所得税額の控除

ロ 外国税額の控除

ハ 分配時調整外国税相当額の控除

ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除

ホ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算

ヘ 控除対象所得税額等相当額の控除

④ 基礎控除額は、年500万円とする。なお、通算法人の基

礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額（原則として期限内申告における基準法人税額）の比で配分した金額とする。

⑤ 次の税額控除を行うこととする。

イ 外国税額の控除

ロ 分配時調整外国税相当額の控除

ハ 控除対象所得税額等相当額の控除

ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

(4) 申告及び納付等

① 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。

② 申告期限及び納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とする。

③ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とする。

④ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額を還付する。

⑤ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税

標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。

(5) その他

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

(6) 適用関係

令和 8.4.1 以後に開始する事業年度から適用し、上記(4)①の中間申告書の提出は、令和 9.4.1 以後に開始する課税事業年度から適用する。

② 所得税

1. ひとり親

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げる。

（注） 令和7年分以後の所得税について適用する。

2. 勤労学生

勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げる。

（注） 令和7年分以後の所得税について適用する。

3. 同一生計配偶者及び扶養親族

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げる。

（注） 令和7年分以後の所得税について適用する。

4. 給与所得控除の引上げ

(1) 給与所得控除について、最低保障額を65万円（改正前：55万円）に引き上げる。

(2) 給与所得の源泉徴収税額表（月額表，日額表），賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表，年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

（注） 令和7年分以後の所得税について適用する。なお，上記(2)の給与所得の源泉徴収税額表（月額表，日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については，令和8.1.1以後に支払うべき給与等について適用する。

5. 退職所得の受給に関する申告書の保存期間の見直し

退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。）を除く。）の支払を受ける年の前年以前9年内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年（改正前：7年）とする。

（注） 令和8.1.1以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。

6. 信託に係る所得の金額の計算の見直し

(1) 受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託^{（注1）}であるときは、その信託財産に属する特定株式^{（注2）}については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととする。

（注1） その信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう。

(注2) 一定の譲渡制限付株式以外の株式をいう。

(2) その他所要の措置を講ずる。

(注3) 令和7.4.1以後に効力が生ずる特定法人課税信託について適用する。

7. 雑損控除

雑損控除を認められる親族に係る総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げる。

(注) 令和7年分以後の所得税について適用する。

8. 特定親族特別控除の創設

(1) 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(2) 上記(1)の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できるととする。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記(1)は令和7年分以後の所得税について、上記(2)は令和8.1.1以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。

9. 基礎控除の引上げ

合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。基礎控除の額は次のとおりとなる。

- (1) 合計所得金額2,350万円以下 58万円
- (2) 合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 48万円
- (3) 合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 32万円
- (4) 合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 16万円

上記の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注1) 令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8.1.1以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(注2) 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

10. 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例の創設

令和7年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合における所得税の基礎控除の額は、

所得税法86条1項1号に定める金額に次に掲げる年分の区分に応じ当該区分に定める金額を加算した額とする。

- (1) 令和7年分及び令和8年分 次の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - ① 合計所得金額132万円以下 37万円
 - ② 合計所得金額132万円超336万円以下 30万円
 - ③ 合計所得金額336万円超489万円以下 10万円
 - ④ 合計所得金額489万円超 5万円
- (2) 令和9年分以後の各年分 37万円

11. 確定所得申告の控除証明書に係る見直し

小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の控除証明書の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。

(注) 令和8年分以後の確定申告書を令和9.1.1以後に提出する場合について適用する。

12. 退職手当等の源泉徴収票に係る見直し

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者（改正前：退職手当等の支払をする法人の役員である居住者）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。

(注) 令和8.1.1以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票

について適用する。

13. 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の見直し
必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（改正前：55万円）に引き上げる。

（注） 令和7年分以後の所得税について適用する。

14. 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の見直し

- (1) 令和8.1.1以後に特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額^{（注）}がある場合には、所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとする。この場合において、その取得をした特定株式の取得価額は、その年分の所得税について特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた金額〔適用額〕と本措置の適用を受けた特定株式控除未済額〔適用特定株式控除未済額〕との合計額（当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当するものである場合には、当該合計額のうち20億円を超える部分の金額）をその取得に要した金額から控除した金額とする。

（注） その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計額が、その年中に払込みにより取得をした特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特

定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に相当する金額をいう。

- (2) 令和8.1.1以後に特例適用控除対象特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その取得をした年の翌年中に当該特例適用控除対象特定株式の譲渡をした場合（一定の場合を除く。）には、当該特例適用控除対象特定株式の取得価額は、当該特例適用控除対象特定株式に係る適用額と適用特定株式控除未済額との合計額（20億円を超える場合には、20億円）をその取得に要した金額（当該適用額と当該適用特定株式控除未済額との合計額が20億円を超える場合には、当該金額から当該超える部分の金額を控除した金額）から控除した金額とする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

15. 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の延長

適用期限を令和10.3.31まで3年延長する。

16. 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
3万円以下	新生命保険料の全額
3万円超6万円以下	新生命保険料×1/2+1.5万円
6万円超12万円以下	新生命保険料×1/4+3万円
12万円超	一律6万円

- (2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（改正前：4万円）とする。
- (3) 上記(1)に伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しを行う。
- (4) その他所要の措置を講ずる。
- (注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする（現行と同じ。）。

17. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し

- (1) 特例対象個人^(注1)が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和7.1.1から令和7.12.31までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

- (2) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7.12.31以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。

(注1) 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下

同じ。

(注2) 上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

18. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の見直し

特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7.1.1から令和7.12.31までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。

(注) 上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

19. 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等の廃止

次に掲げる特例は、令和7.3.31をもって廃止された(2)は法人税も同様)。

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除

③ 相続税・贈与税

1. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の延長

適用期限を令和9.3.31まで2年延長する。

2. 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の見直し

事業従事要件について、贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

3. 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の見直し

役員就任要件について、贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。

4 消費税その他

1. 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税〔輸出物品販売場制度〕の見直し

(1) 免税方式の見直し

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報〔税関確認情報〕を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する。

(注) 上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。

- ② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。
- ③ 税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者（承認送信事業者を含む。）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。

(2) 免税対象物品の範囲の見直し

- ① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。

- ② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。
- (3) 免税販売手続の見直し
- ① 船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続においては、上陸許可書及び旅券の提示を求めるとし、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとする。
- ② 日本国籍を有する免税購入対象者が国内に2年以上住所等を有しないことの証明書類に個人番号カードを追加することとし、現行の証明書類については本籍の地番の記載を不要とする。また、輸出物品販売場を経営する事業者は、証明書類の種類及び国外転出等をした日を購入記録情報として送信することとし、その証明書類の保存を不要とする。
- ③ 100万円（税抜き）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）を加える。
- ④ 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法7条の輸出免税制度により消費税を免除することができることとする。
- ⑤ 輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、書類により輸出したことを確認する取扱いを廃止する。
- (4) 輸出物品販売場の許可要件の見直し
- ① 一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許

可の区分を廃止し、一定の見直しを行う。

- ② 輸出物品販売場の許可の取消要件に、購入記録情報の提供状況等が税関長の確認に支障があると認められる場合を加える。

(5) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記(3)⑤を除き、令和8.11.1以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとし、上記(3)⑤の取扱いは、令和7.3.31をもって廃止された。

2. リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は、廃止された。なお、令和7.4.1前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の令和12.3.31以前に開始する年又は事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとするとともに、令和7.4.1以後に開始する年又は事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置を講ずる。

3. 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税の延長

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和7.8.31まで延長する。

5 納税環境整備

1. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

- (1) 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置（以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」という。）の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。）におけるその特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置を講ずる。

- ① その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行うことができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
- ② その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
- ③ その電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の

記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

④ 上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

(2) 上記(1)の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して上記(1)の要件（上記(1)の届出書に係る要件を含む。）を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っていることとするを可能とするほか、所要の措置を講ずる。

(注1) 上記(1)は令和9.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(2)は令和9年分以後の所得税について、それぞれ適用する。

(注2) 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会） （令和7年3月分～）

都道府県名	健康保険料率		都道府県名	健康保険料率	
	介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方		介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方
北海道	10.31%	11.90%	滋賀県	9.97%	11.56%
青森県	9.85%	11.44%	京都府	10.03%	11.62%
岩手県	9.62%	11.21%	大阪府	10.24%	11.83%
宮城県	10.11%	11.70%	兵庫県	10.16%	11.75%
秋田県	10.01%	11.60%	奈良県	10.02%	11.61%
山形県	9.75%	11.34%	和歌山県	10.19%	11.78%
福島県	9.62%	11.21%	鳥取県	9.93%	11.52%
茨城県	9.67%	11.26%	鳥根県	9.94%	11.53%
栃木県	9.82%	11.41%	岡山県	10.17%	11.76%
群馬県	9.77%	11.36%	広島県	9.97%	11.56%
埼玉県	9.76%	11.35%	山口県	10.36%	11.95%
千葉県	9.79%	11.38%	徳島県	10.47%	12.06%
東京都	9.91%	11.50%	香川県	10.21%	11.80%
神奈川県	9.92%	11.51%	愛媛県	10.18%	11.77%
新潟県	9.55%	11.14%	高知県	10.13%	11.72%
富山県	9.65%	11.24%	福岡県	10.31%	11.90%
石川県	9.88%	11.47%	佐賀県	10.78%	12.37%
福井県	9.94%	11.53%	長崎県	10.41%	12.00%
山梨県	9.89%	11.48%	熊本県	10.12%	11.71%
長野県	9.69%	11.28%	大分県	10.25%	11.84%
岐阜県	9.93%	11.52%	宮崎県	10.09%	11.68%
静岡県	9.80%	11.39%	鹿児島県	10.31%	11.90%
愛知県	10.03%	11.62%	沖縄県	9.44%	11.03%
三重県	9.99%	11.58%			

- * 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料率（1.59%）が加わります。上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。